労働者代表の要件

労働者代表の要件について、労基法施行規則6条の2および通達にて次のように定められています。

①　労基法41条2号に規定する監督または管理の地位にある者でないこと

②　法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であること

「投票、挙手等」の「等」の解釈については通達より「労働者の話合い、持ち回り決議等労働者の過半数が当該者の選任を支持していることが明確になる民主的な手続きが該当する」（平11.3.31基発169）

労働者代表の選出方法

労働者代表の選出方法については、労基法施行規則や通達により、次の2つの要件をいずれも満たすものとされています。

①　その者が労働者の過半数を代表して労使協定を締結することの適否について判断する機会が、当該事業場の労働者に与えられている（使用者の指名などその意向に沿って選出するようなものでない）こと

②　当該事業場の過半数の労働者がその候補者を支持していると認められる民主的な手続きがとられている（労働者の投票、挙手等の方法により選出される）こと

さらに、次に掲げる場合は、協定自体が無効になるとされています。

①　労働者を代表する者を使用者が一方的に指名している場合

②　親睦会の代表者が自動的に労働者代表となっている場合

③　一定の役職者が自動的に労働者代表となることとされている場合

④　一定の範囲の役職者が互選により労働者代表を選出している場合